

氏 名 (本籍) ふじ 藤 わら 原 たか 隆 お 男

学位の種類 農 学 博 士

学位記番号 農 第 142 号

学位授与年月日 昭和51年 3月11日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

学位論文題目 近代日本酒造業成立過程の研究

論文審査委員 (主査)

教授 吉田 寛 一 教授 古坂 澄石

教授 菊元 富雄

論文内容要旨

酒造業は、わが国古来からの伝統産業として発展してきた。その社会経済的な意義は大きく、江戸時代には米価調節の役割をはたし、明治以降のわが国資本主義の発達の上においては地租とならんで財政収入の上において重要な意義をもつものであった（図参照）。本稿は、明治10年代から同20年代の時期、すなわち資本の原始的蓄積期から産業資本形成の時期を対象として、近代日本酒造業がわが国資本主義の発達の上において財政上の重要な役割を担って成立する過程を、わが国資本主義発達の特質究明との関連において、実証的に分析することを直接の課題としている。そして、その課題の追求を通じて近代日本酒造業の産業的性格の解明と、近代日本酒造業がわが国戦前資本主義の再生産構造にどのように位置づけて把握しうるのか、その基準を確定すること、を意図している。

このばあい、近代日本酒造業の分析指標を、（1）政府の酒造業政策（2）清酒の醸造技術（3）酒造業の経営形態、の三つにおいた。その分析の力点は、酒造業者が政府の酒造税の徴収を至上命令とした酒造業政策と対決し、かつ酒造業者（しばしば酒造業地帯）間の内在的な競争・対立・妥協を通じて、経済的・政治的な存立・発展諸条件の確保を課題として展開した彼らの経済上（技術上）・政治上の運動過程を実証的に分析することにおかれている。すなわち、前者は明治10年代に端緒的に展開し、同20年代に全国的規模で本格的に展開したところの酒造改良運動であり、後者は酒造税の軽減を要求し増税反対を課題とした全国酒家大会の政治運動を政府・政党との対立・妥協との関連で分析することである。

2

近代日本酒造業の成立過程における産業的性格の特質を次のごとき二つの型の経営形態の検出をとおして把握することによって解明しようとした。第一の型は、地主兼営副業型酒造業、第二の型は専業（企業）型酒造業である。この二つの型は、明治30年代において典型的に把握されるが、分析対象としている時期、とくに明治20年代において成立するものである。

地主兼営副業型酒造業の特質は、第1に酒造業資本が地主経済と結合して存在するという地主資本的性格を持つこと。したがって、それが「副業」的であるという性格は地主経済に占める酒造業所得額の割合が彼の総所得額の50%以下にあること、また、酒造業の原材料の大部分を占める原料米が小作米であること、それゆえに生産物＝清酒は小作米の商品化の転化形態であること、等を特徴とする。第2に、酒造業における資本・賃労働関係は、多くのばあい、地主・小作関係の再現形態とし現われていること。すなわち、地主自身が酒造経営者であり、同時に杜氏（言葉の狭い意味で）を兼務し、そこに雇用される酒造労働者は、しばしば、彼の小作人あるいは年雇、さらには債務を持つ近郊農漁民であること、を特徴とする。この型の酒造業は、歴史的には酒造業の営業の

自由が認められた明治4年(1871)以降に創業したものが多い。その生産力は低く、100石未満の零細経営を多く含む。また醸造技術水準は劣等であり、清酒の販売は地元市場が中心である。

専業(企業)型酒造業の特質は、第1に酒造業資本の性格は、株式会社組織の経営を頂点とした産業資本家的性格を持つこと。したがって、その経営の経済的基礎に土地所有の占める比重は小さい。第2に、その資本・賃労働関係は経営者としての資本家(株式会社組織のもとにあっては所有と経営の分離の方向すらある)と杜氏および酒造労働者は明確に分岐していること、である。酒造原料米は、産米農家との特約取引を主体に、市中の米穀市場で購入されていることはいうまでもない。この型の酒造業は、歴史的には江戸時代末期から江戸(東京)市場を中心に発展した。より優れた醸造技術を持ち、その生産力は高い。江戸末期には1,000石醸造を実現し、すでに専業的(企業)型酒造業者として存在した。

第一の型は東北地方を中心に全国的に存在する地方の酒造業者の類型であり、酒造後進地帯を形成する。第二の型は灘を中心に堺・半田・亀崎にみられる酒造業者の類型で、酒造先進地帯を形成している。この両者は経済上・政治上の内在的対立関係にあり、政府の酒造業政策への対応の仕方を異にしている。前者、すなわち酒造後進地帯の酒造業者＝地主兼営副業型酒造家は酒造業政策に対決的態度をとり、後者の酒造先進地帯の酒造業者＝専業(企業)型酒造家は酒造政策によって育成される側面をもち、受容的態度をとる。

3

近代日本酒造業の発展は、停滞的・跛行的であった。とくに醸造場数は明治15年(1882)酒屋会議の前後を両期として、著るしく縮小していき、企業勃興始期の明治19年(1886)には同13年(1880)の約半分に縮小した。この現象は地主兼営副業型酒造業を中心に進行し、専業(企業)型酒造業は発展していった。

地主兼営副業型酒造業の衰頹は、酒造税の増徴(図参照)、専業(企業)型酒造業の清酒市場での競争、自家用料酒との競合、の三つの基本的要因によるものである。この酒造業者は、衰頹の進行からの脱出口として、(1)酒造改良によって地元市場を維持する方法、(2)酒造税を軽減し、清酒価格を安くして地元市場を維持する方法、の二つの対応の方法をとった。前者が酒造改良運動であり、後者が全国酒家大会の初期帝国議会下における減税運動・増税反対運動である。

酒造改良運動は地主兼営副業型酒造業が、近代日本酒造業として抬頭する時期の明治10年代と日本資本主義の形成過程で酒造税が財政収入の重要税目として定着し、これを媒介として酒造業が政治体制の中に組み込まれて安定し、近代日本酒造業として成立する明治20年代、の二つの時期に区分することができる。

4

近代日本酒造業の抬頭期の酒造改良運動を東北地方についてみると、つぎのようであった。酒造改良の契機は、以上に述べた要因のほか、輕税酒とよばれる北海道酒の流入が大きかった。改良運動はいまだ啓蒙的であって、一般的には普及していない。その担い手は開明的な酒造改良家を中心とした。その代表的事例は維新政府の地方役人であった箱石東馬である。彼は会津若松を中心に、秋田県を除いた東北各地の酒造家 52 名を実地に指導し、27 名に＜箱石醸造法＞を伝授している。酒造改良の方法は、いわゆる「酒屋万流」とよばれた伝統的・秘伝的な劣等な醸造法を、灘酒造法を手本として改良し、灘酒と同じ清酒を醸造することによって地元市場を維持することであった。箱石醸造法はまぎれもなく灘流であって、その指導の特徴は精白歩合を高めること、汲水歩合を高めること、の 2 点にあったといつてよい。

これが、明治 20 年代には全国的に展開し、その運動は主体的となる。それは、二様の形態として展開した。第 1 は專業（企業）型酒造地帯での「学理応用」による企業的な大量生産を目的とした酒造改良運動、第 2 は地主兼営副業型酒造地帯の勃興期の発展としての「灘酒造法」の導入による本格的なそれである。

「学理応用」による改良運動は、酒造業の企業的育成を意図した政府の奨励（殖産興業政策）するところでもあり、したがってその指導者は東京職業学校（明治 14 年設立）醸造学専攻生などの、いわゆる「学術家」とよばれた改良家であった。肥田密三はその代表である。しかし、その醸造法は灘の酒造家をして「効ナキノミナラズ反テ害アルヲ免レズ」と酷評されるほどのもので、結局この段階では失敗した。その失敗の醸造技術上の要因は、「ビール式」の醸造法を日本酒醸造に機械的に適用した点にあったとみられる。

他方、地主兼営副業酒造地帯の「灘酒造法」の導入の方法は、（1）丹波杜氏を招聘しておこなう方法（2）酒造改良教師を招聘しておこなう方法（3）酒造家自らが杜氏として灘地方に赴き、酒造法を学び試行錯誤的な試醸を行いつつ、改良する方法、の三つの形態があった。その中心は（3）にある。（3）の代表的事例として広島県の三浦仙三郎、福岡県的小林作五郎をあげることができる。ともに軟水醸造法の発見者であり、この時期の日本酒造業成立の技術上の発展を特徴づけるものである。この時期の地主兼営副業型酒造地帯の酒造改良運動の成果は、上述の灘酒に對抗しうる軟水醸造法の発見を頂点として、その醸造技術水準が一般的に向上し、彼らの存立条件と発展が展望しうる技術的基礎を確保したことである。

5

地主兼営副業型酒造家は、明治 15 年の酒造税の増徴のとき、自由民権運動と結合して増税反対運動をおこなった。これが酒屋会議である。このときの灘を中心とした專業（企業）型酒造家は、

これに対して傍観者的あるいは未結集の態度をとった。この酒屋会議は維新政府の許さざるところであったし、帝国議会の開会までは増税反対運動を進める政治的条件はなかった。

明治23年(1890)第1議会の召集を目前にした全国の酒造家、とくに地主兼営副業型酒造家は、「日本酒造家の末路」の一戦として、酒造税の減税の実現を目的として全国酒家大会の結成をおこなう。この全国酒家大会の結成は、最初に関西酒造家聯合会の結成と、これに次いで結成された関東・東北を中心とした一府十九県酒造家聯合会の組織的合流という方法で実現したものである。この全国酒家大会は、(1)酒造税の減税 (2)自家用料酒の免許鑑札料の増徴、の二つの政治課題を決議したが、灘・堺・半田・亀崎の専業(企業)型酒造家は現行維持の立場を主張していた。第1議会から第3議会までの政府・議会・政党に対する減税要求運動は専業(企業)型酒造家の主導権のもとで進められたために、その運動は消極的であった。

第4議会において、伊藤内閣が酒造税の増税案を提出したことから、全国酒家大会の運動は増税反対運動へと発展する。この運動の特徴は、第1に政費節減・民力休養を主張して政府と対決していた民党(自由党・立憲改進黨)と酒造家(とくに地主兼営副業酒造家)とが結合し、政治工作に成功して政府の増税案を阻止したこと、その結果、第2に地主兼営副業型酒造家は全国酒家大会の主導権を掌握したこと、第3に政府および政党(民党、吏党ともに)が地主兼営副業型酒造家の政治的・経済的利益としての彼らの保護体制の方向を確定したこと、である。この点は、専業(企業)型酒造家の利益にも共通するものであった。

以上の過程を通じて、近代日本酒造業は成立する。それは政治的・経済的な利益を保証された実業団体として成立したこと、政府の政治支配体制の支柱として組込まれ、かつ財政収入上の重要な税源としての酒造業は酒造税を媒介として日本資本主義の再生産構造の中に定置されたこと、を特徴とする。これ以降の酒造家は、以上の枠組の中で発展することとなる。 以上

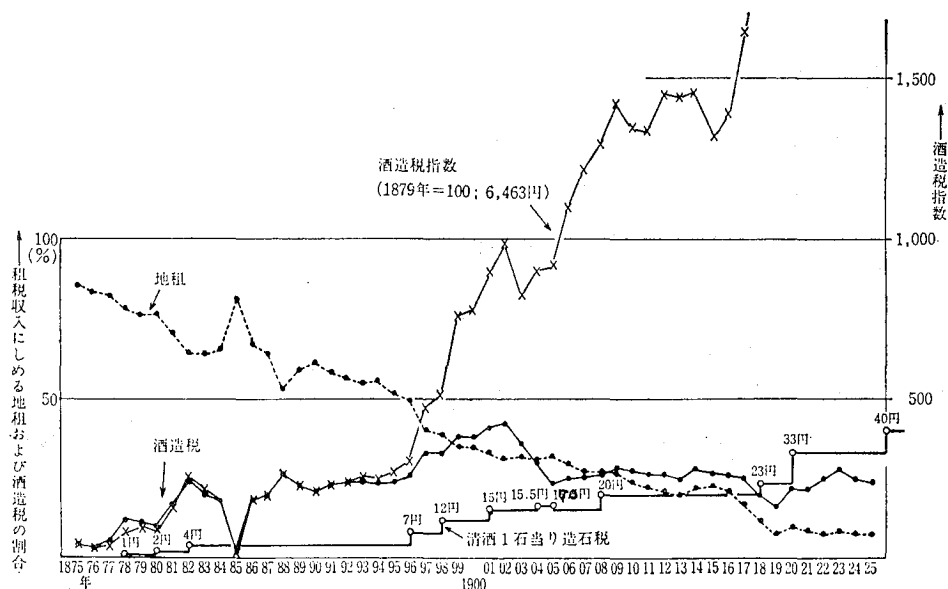


図 租税収入に占める地租および酒造税の割合、酒造税指数の変化

注 明治財政史編纂会編『明治財政史』第6巻、大蔵省編『明治大正財政史』第7巻、日本銀行統計局編『明治以降本邦主要経済統計』により作成。

審査結果の要旨

わが国の酒造業は産業資本として、古来からの伝統産業として、又国家財政とのかかわりにおいて、特異性をもつものである。この酒造業の産業資本として確立するまでの過程を実証的分析したものが本論文である。この場合の分析指標を、(1)政府の酒造政策、(2)清酒の醸造技術、(3)酒造業の経営形態の三つとして分析を進めている。

近代日本酒造業の経済的性格から、二つの経営形態としてとらえている。第一の型は地主兼営副業型酒造業であり、第二の型は専業（企業）型酒造業である。

前者の特徴は、(イ)酒造資本と地主経済との結合したものであって、酒造業からの所得割合が50%以下とし、したがって、副業的である。また原料酒造米は地主経済からの小作米である。(ロ)地主が酒造経営者であり、酒造労働者は小作人、また債務関係をもつ農漁民である。(ハ)一般に創業が明治4年以降で、生産力が低く、100石未満の経営が多く、地元市場が中心となっている。

一方後者は、(イ)株式会社等産業資本としての性格をもっている、(ロ)経営者と杜氏、酒造労働者とは分離している、(ハ)原料米も米穀市場から購入している、また成立の歴史は古く、生産力が高く、醸造石数も多く、専業経営である。

なお前者は東北地方を中心に全国各地に存在する地方酒造業であるのに対し、後者は、灘を中心に、酒造先進地帯を形成している。以上の二つの類型は相互に対抗関係を持ちながら、共存関係を保ちつつ、近代日本酒造業は成立することになる。

近代日本酒造業は出発の当初においては極めて停滞的でした。すなわち、地主兼営酒造業は、酒造税の増徴、専業型酒造業との市場競争、自家用酒との競合によって、むしろ後退するが、しかし専業型はより発展するのである。

酒造業者は後退からの突破口として、(1)酒造改良運動、(2)酒造税を軽減するため、全国酒家大会の初期帝国議会の減税運動、増税反対運動を展開する。

酒造改良運動は、明治10年代と20年代に分けられるが、20年代に全国的に展開される。酒造税増徴に対しては自由民権運動と結びついた酒屋会議にはじまるが、これに対し、専業型酒造家はむしろ傍観的であった。しかし、第1議会の召集を目前にした全国酒家大会には、地主兼営型酒造家を中心として結成される。その後兼業型と専業型とは相互に対立するが、第4議会における増税案を契機として両者は前者を主導権をとる形で統一され、ここに酒造業に対する保護体制の方向が確立される。

以上の過程を通じて、近代日本の酒造業が確立されたが、このことは、政治的、経済的利益が保証される一方では、財政収入上重要な税源として政府の政治支配体制の支柱に組込まれることになる。かくしてわが国の酒造業は以上の枠組の中で展開する。

これまで酒造業に関する業績は比較的少く、とくに成立期についてはそうである。日本資本主義の発達の特異性、ことに農業とのかかわりにおいて明らかにしたことは、極めて注目に値すると思う。分析視点に技術＝生産力を加えたことは、重要な意義をもつものである。

以上から、学位論文として適切であると思う。